

お知らせ 重要！！

再確認して下さい。

平成25年4月24日付け 保発0424第2号 により、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付保発第0524第2号）の訂正として、以下の一文が追加されています。

受領委任契約を締結した管理柔整師は、施術所内の見やすい場所に、管理柔整師及び勤務する柔道整復師の氏名を掲示すること。

書式は以下のような簡単なもので構いません。今一度掲示されているかを確認し、徹底されるようお願いいたします。

書式

当院の施術管理者（柔道整復師）	
氏名	_____
当院の勤務柔道整復師	
氏名	_____
氏名	_____
氏名	_____
○○接骨院	

アトラ請求サービス